

春の訪れが待ち遠しくなってきた今日この頃、みなさまいかがお過ごしでしょうか。
平成18年豪雪と命名されるほどの大雪に見舞われた今冬も、3月に入りようやく穏やかな日々が続くようになりました。
気象庁から発表された今年の桜の開花予想では、例年より開花が早まる可能性があるとのこと。

☎ 0164-62-1211(代表)

🌐 <http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>

✉ seisaku@town.haboro.hokkaido.jp

都市再生街区基本調査が実施されます

国土交通省が行う「都市再生街区基本調査」の一環として、独立行政法人都市再生機構が公共基準点と官民境界杭などの状況調査を実施いたします。

この調査では、原則として民地への立入り及び民地所有者との立会いは行いません。

また、調査を実施する者は、腕章を付け、身分証明書を携帯しております。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

実施期間 平成18年4月から平成18年5月まで

調査対象地域 羽幌町内の市街地

お問い合わせ 都市再生機構東日本支社

担当：安部井・杉田 ☎ 03-5323-2438

体育施設使用団体割当会議を開催します

夏期間(平成18年5月～10月)の割当となります

各体育館及び武道館の割当会議を開催しますので、使用を希望する団体は期限までに使用団体登録票を総合体育館へ提出してください。登録票は総合体育館で配布しています。なお、冬期間の登録済団体へは郵送いたします。

スポーツ公園、南町グラウンド、テニスコートなどの屋外運動施設の定期使用を希望される団体についても、期限までに使用団体登録票を提出してください。

(総合体育館アリーナ・羽幌中学校体育館)

日時 4月20日(木) 午後7:00から

場所 総合体育館研修室

(武道館)

日時 4月21日(金) 午後7:00から

場所 武道館事務室

提出期限 4月17日(月)まで

申込・お問い合わせ 社会教育課体育振興係

羽幌町総合体育館内 ☎ 62-6030

お知らせ

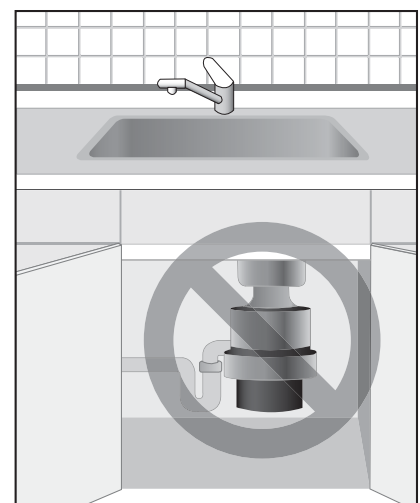
ディスポーザーの使用自粛をお願いします

ディスポーザーとは、流し台の中で排水口に接続し、台所の生ごみを砕いて、水と一緒に下水道に流す装置です。

ディスポーザーを使用すると通常より汚濁の激しい汚水が流れ込むことにより、下水道施設の処理能力を超えてしまい、場合によっては多額の費用をかけて施設を拡大しなければならない状況となります。

下水道は管に傾斜をつけて自然に流していますので、勾配が緩やかで接続戸数の少ない箇所では、詰まりや悪臭の原因になるばかりでなく、有害なガスの発生により下水道管やマンホール等の施設を破損させることもあります。

施設の規模を最小限に抑え、下水道管等を長期間良好な状態で保つためにも、ディスポーザーを使用しないようお願いします。



お問い合わせ

建設水道課下水道係 ☎ 62-1211(内線322・323・325)

年金制度が変わります

国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることとなっています。平成18年4月からの主な変更点は次のとおりです。

保険料額が改正されます

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月額で280円引き上げられ、月額13,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度までに毎年度月額280円引き上げられ、最終的に月額16,900円となる予定です。これは、年金を支える力と給付のバランスを取るためのものです。

平成18年度の年金額は0.3%引き下げとなります

平成17年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年マイナス0.3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。

満額の老齢基礎年金の場合は、月額200円ほど引き下げとなります。平成18年4月分から新しい年金額となりますので、6月の定期支払（4月分及び5月分）から年金額が変更となります。

障害基礎年金と老齢厚生年金等を併せて受給できるようになります

障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとして、平成18年度から、65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給（併給）することができるようになります。

なお、併給を申請される場合は、選択申出書を提出していただく必要があります。

ご存知ですか？学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度を申請すると保険料の納付が猶予されます。

また、30歳未満の方で、本人と配偶者の収入が一定以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金などを受けることができなくなります。

お問い合わせ

留萌社会保険事務所 ☎ 0164-43-7211

または、ねんきんダイヤルまで

(年金被保険者) ☎ 0570-05-1165

(年金を受給している方) ☎ 0570-07-1165

農業委員会からのお知らせ

農地の売買などの申出がありましたら、担当地区の農業委員があっせんいたします

農業経営の規模拡大をはかる目的で、農用地などを「売りたい」「買いたい」「貸したい」「借りたい」「交換したい」という農家の間に立ってあっせんしています。なお、対象となる農地や、あっせん基準等の決まりがありますが、一般の売買に比べて、あっせんを行った場合、金融・税制の面で優遇措置があります。

あっせん成立件数は平成16年は21件、平成17年は6件となっています。

お問い合わせ 農業委員会 ☎ 62-1211(内線332)

気象台一口メモ

テーマ「なだれ」

「なだれ」は大きく分けると、「表層なだれ」と「全層なだれ」の二つになります。なぜ、二つに分けるかというと、その発生の原因や災害のおこりかたに大きな差があるためです。

「表層なだれ」とは、古い雪の上に新しい雪が積もったり、風に運ばれて吹き溜まった雪が崩落する現象です。特徴は、発生時期が厳冬期に集中しており、どこで発生するかを予測するのは大変難しく、発生直後は殆ど音響も無く、かつ滑走速度が非常に速いといわれています。

「全層なだれ」は、古い積雪が融解することにより起こるなだれを言います。特徴は、雪が溶け出す3~4月に多く毎年殆ど発生場所が定まっています。また、発生直後の滑走速度は遅く、発生時には大きな音響を伴います。

上川・留萌地方の「なだれ」注意報の発表基準は、「24時間の降雪(新雪)量が30cm以上」、「積雪の深さが50cm以上で日平均気温が5℃以上予想される場合」となっています。気象台では、「なだれ」が予想される場合には注意報を発表し、注意を呼びかけます。気象情報は、テレビやラジオのほか、インターネットのホームページでもご覧になれます。



ホームページアドレス

<http://sapporojma.go.jp/ah/asahika/web/asa-index.html>

お問い合わせ

旭川地方気象台防災業務課 ☎ 0166-32-7102

旧学校校舎を有効活用してみませんか？

教育委員会では、統廃合のため未利用となっている学校等の施設（校舎・屋体）を有効に活用したいという方を募集します。

活用を希望される方がいらっしゃいましたら、活用する方（又は団体）のお名前、活用したい施設、活用内容などを、用紙（書式は問いません）に記入の上、教育委員会までお申し込みください。

なお、営利を目的とするなど、内容によっては活用できない場合もありますので、不明な点につきましてはお気軽にご相談ください。

申込期限 4月14日(金)まで

申込・お問い合わせ

学校管理課総務係 ☎ 62-1211(内線 412・413)

雇用促進住宅の入居者募集

現在、雇用促進住宅の入居者を募集しています。

管理事務所に入居申込みのご案内を備えてありますので、ご希望の方はお問い合わせ下さい。



構造 鉄筋5階建 3DK

入居条件 雇用保険加入者であること

所在地 羽幌町栄町93番地12

申込・お問い合わせ

雇用促進羽幌住宅管理事務所 ☎ 62-5577

子どもパトロール隊員募集中

地域の子どもたちを地域で見守りましょう

子どもパトロール隊とは、空いている時間、ジョギング・ウォーキングの時、買い物に行く途中、犬の散歩などの時間と兼ねて町内をパトロールしていただき、不審者や青少年の問題行動（飲酒・喫煙など）を見つけた場合に関係機関（羽幌警察署・羽幌町教育委員会など）へ連絡をするものです。

平成17年4月に発足し、現在68名のボランティアパトロール隊員の登録があり、自分のペースで町内をパトロールしています。

連絡・お問い合わせ

社会教育課社会教育係 ☎ 62-5880

北海道国民保護計画の策定について

平成16年9月、国民保護法が施行されました。

国民保護とは、この法律に基づき外国から武力攻撃を受けた場合や大規模テロ等が発生した場合に、国や道、市町村等が、住民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。

道では、万が一、こうした事態が発生した場合、住民の避難や救援、被害の最小化などを行うための「北海道国民保護計画」を本年1月に策定しました。

計画の内容については、道のホームページでもご覧いただけます。

また、北海道国民保護計画を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、4月以降各市町村に配付する予定です。是非ご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.pref.hokkaido.jp/soumu/sm-ksnji/index.htm>

お問い合わせ

北海道総務部危機対策室 危機管理グループ

☎ 011-231-4111（内線22-593）

募集

平成18年度予備自衛官補募集

自衛官としての経験がなくても予備自衛官になれる予備自衛官補を募集しています。



応募資格

一般応募：18歳以上34歳未満の方

技能募集：18歳以上で次の国家資格を有する方（衛生・語学・整備・情報処理・通信・電気など）

応募期限 4月7日(金)まで

試験期日 4月15日(土)～17日(月)のいずれか1日

試験種目 筆記試験・口述試験・適正試験・身体検査

お問い合わせ

旭川地方連絡部留萌募集事務所 ☎ 0164-42-4650

健康



温泉活用健康増進事業

テーマ「軽い運動【腰編】」

外出する機会の少ない高齢者のための健康教室で、今回はスポーツ専門員による「軽い運動【腰編】」と題し、軽い運動を行います。気軽に楽しみながらできるので多数の参加をお待ちしています。



日時 4月25日(火) 午後1:30から

会場 はぼろ温泉サンセットプラザ

参加料 入浴料 550円(回数券・割引券使用可)

対象者 65歳以上で温泉入浴に支障の無い方

申込期限 4月18日(火)まで

申込・お問い合わせ先 福祉課保健係

すこやか健康センター内 ☎ 62-6020

バスを無料運行します

(1:00) 栄町南団地バス停前

(1:03) 栄町団地バス停前(旧道立病院前)

(1:06) 東出商店前

(1:10) 道新羽幌支局前

(1:13) 沿岸バス羽幌ターミナル前(旧駅)

(1:16) 喫茶店イフ前

(1:20) 朝日生命前



4月の保健カレンダー

乳児健診(4ヶ月・9ヶ月児健診)

身体計測や小児科医師の診察、発達や育児の相談におこたえます。9ヶ月のお子さんにはブックスタートとして絵本をプレゼントしています。

日時 4月27日(木) 午後2時から

会場 すこやか健康センター

お問い合わせ先 福祉課保健係

すこやか健康センター内 ☎ 62-6020

- その他の日程につきましては、決まり次第、回覧などでお知らせいたします。

相談



4月の定例相談

年金相談

年金の加入状況の確認、納付書や年金手帳の再発行依頼など年金に係る相談を受け付けています。

請求の際には、印鑑や通帳等必要なものがありますので、事前にお問い合わせすることをおすすめします。

日時 4月6日(木) 午後1:00～午後5:00

4月7日(金) 午前9:00～正午

会場 役場4階 第2会議室

お問い合わせ 留萌社会保険事務所 ☎ 0164-43-7211

行政相談

行政に関することでわからないことがあれば、お気軽にご相談ください。相談内容の秘密は厳守されます。

日時 4月11日(火) 午前9:00～正午

会場 役場1階 相談室

行政相談員 弓庭 登氏

お問い合わせ 町民課総合受付係 ☎ 62-1211(内線104)

心配ごと相談

住民のみなさんの心配ごとへの対応として、心配ごと相談所を毎月1回開催しています。

日時 4月21日(金) 午後1:30～午後4:00

会場 勤労青少年ホーム

お問い合わせ 羽幌町社会福祉協議会 ☎ 69-2311



健康相談

保健師と栄養士による健康相談を行っています。町内在住の方なら誰でも利用できます。毎回体重・体脂肪測定、血圧測定、健康の話、軽い運動をしています。健康手帳をお持ちの方は、ご持参ください。

月日 4月下旬 ※回覧などでお知らせします

会場 川北老人福祉センター(午前10:00～午前11:30)

すこやか健康センター(午後1:00～午後3:00)

お問い合わせ 福祉課保健係

すこやか健康センター内 ☎ 62-6020